

第7回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和8年5月8日
場 所 行政棟 庁議室

委員の出欠状況

1 番	近藤 修	出	2 番	石原 昭彦	出	3 番	中村 進也	出
4 番	伊藤 恵子	欠	5 番	瀬木 光	出	6 番	二之湯和彦	欠
7 番	小寺 俊行	出	8 番	小林 政則	出	9 番	美濃部孝司	出
10 番	中西 康弘	出	11 番	岡田 康平	出	12 番	片岡 節男	出
13 番	伊藤 清徳	出	14 番	服部 清徳	出	15 番	中村 正治	出

開 会 時 刻 午前 9 時 00 分
閉 会 時 刻 午前 9 時 50 分

1 開会の辞 事務局長(小高秀之)	それでは只今から第7回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。会長、よろしくお願いいたします。
2 会長挨拶 会長(瀬木 光)	いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、私が議長を務めさせていただきます。よろしくお願いします。
3 開会の宣言 議長(瀬木 光)	只今の出席委員は13名でございます。定足数に達しておりますので、第7回いなべ市農業委員会を開会いたします。
4 議事日程 (日程第1) 議長	それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項の規定に基づき、会長が定めることとなっていますので、本日の議事録署名委員に、12番議席片岡節男委員と、13番議席伊藤清徳委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いします。
(日程第2) 議長 (日程第3)	それでは、報告第10号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」、報告第11号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を一括して議題といたします。
事務局	事務局の説明をお願いします。
	日程第2 報告第10号 農地所有適格法人の要件を満たしている法人について 次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査し

		たところ、同法第 2 条第 3 項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和 8 年 5 月 8 日提出 いなべ市農業委員長 瀬木 光 管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第 6 条により毎事業年度 3 か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では内容を精査し、農地法第 2 条第 3 項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。 今回の法人・団体は問題もなく、要件を満たしていると判断したので報告します。 続きまして、日程第 3 報告第 11 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について（委員会処分） 次のとおり、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に基づき合意解約され、同条第 6 項の規定による通知があったので報告する。令和 8 年 5 月 8 日提出 いなべ市農業委員長 瀬木 光 原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。 今回の案件は 3 件、4 筆、面積 2,800 m²であることを報告します。
	議長	事務局の説明は終わりました。 これらの報告事項について質問等がありましたらお願いします。 質問がなければ次に進みます。
(日程第 4) (日程第 5)	議長	続きまして、議案第 31 号「農用地利用集積等促進計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について」、及び議案第 32 号「農用地利用集積等促進計画による所有権移転にかかる意見決定について」を一括として議題といたします。 事務局の説明を求めます。

事務局

日程第 4 議案第 31 号

農用地利用集積等促進計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について

次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 3 項の規定により、促進計画が提出されたので意見を求める。令和 8 年 5 月 8 日提出 いなべ市農業委員会 会長 瀬木 光

中間管理機構が農用地利用集積計画を定めるときは、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項により、農業委員会の意見を求めることとなっております。

通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいりますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。

議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお諮りをします。

総筆数は 129 筆、総面積は 136,793.75 m²です。

続きまして、日程第 5 議案第 32 号

農用地利用集積等促進計画による所有権移転にかかる意見決定について

次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 19 条第 3 項の規定により、促進計画が提出されたので意見を求める。令和 8 年 5 月 8 日提出 いなべ市農業委員会 会長 瀬木 光

市は、担い手への譲渡を促すため、農用地利用集積等促進計画を作成し、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、農業委員会の意見を求めることとなっております。

通常、農地の所有権移転をする場合、農地法の許可が必要ですが、農用地利用集積等促進計画を定めるとその手続きが不要になり、税制上の優遇措置を受けることができます。

議案書のとおり所有権の移転計画が提出されたのでお諮りをします。

<3 番案件>の申請地は、北勢町南中津原地内の田です。

譲受人である北勢町南中津原の [] が、北勢町南

	中津原の[]が所有する議案書に記載の1筆、2,906㎡を売買により譲り受ける計画です。 以上、所有権移転筆数1筆、面積2,906㎡であります。 まず、議案第31号は農地集積を目的とし、賃貸借、使用貸借により、期間を決めた利用権の設定です。 内容について、何か質問等ありましたらお願いいたします。 特にないようですので、採決に入ります。 議案第31号「農用地利用集積等計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について」について採決いたします。 本計画について、設定するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手です。 よって本議案は原案どおり決定されました。 続きまして、議案第32号は農地中間管理機構が土地所有者から農地を買い入れ、担い手へ売り渡す事業です。 内容について、何か質問等ありましたらお願いいたします。 特にないようですので、採決に入ります。 議案第32号「農用地利用集積等促進計画による所有権移転にかかる意見決定について」について採決いたします。 本計画について、所有権移転するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手です。 よって本議案は原案どおり決定されました。
(日程第6)	議長 続きまして、議案第33号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。 事務局 日程第6 議案第33号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分）

次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので議決を求める。令和8年5月8日提出 いなべ市農業委員長 瀬木 光

今回の3条所有権移転の申請は、12件、18筆、面積8,387.00㎡です。

＜1番案件＞の申請地は、北勢町南中津原地内の田です。

譲受人である北勢町麻生田の[]が、北勢町南中津原の[]が所有する議案書に記載の1筆、1,218㎡を売買により譲り受ける申請です。

＜2番案件＞の申請地は、北勢町大辻新田地内の畑です。

譲受人である北勢町大辻新田の[]が、北勢町南中津原の[]が所有する議案書に記載の1筆、788㎡を売買により譲り受ける申請です。

＜3番案件＞の申請地は、北勢町東貝野地内の畑です。

譲受人である四日市市の[]が北勢町東貝野の[]が所有する議案書に記載の1筆、288㎡を贈与により譲り受ける申請です。

譲受人は、隣接農地に農地法第5条にて家屋を建築予定です。

＜4番案件＞の申請地は、北勢町麓村地内の畑です。

譲受人である北勢町東村の[]が北勢町東村の[]が所有する議案書に記載の1筆、403㎡を贈与により譲り受ける申請です。

譲受人は、隣接農地に農地法第5条にて家屋を建築予定です。

＜5番案件＞の申請地は、大安町平塚地内の田です。

譲受人である大安町石樽東の[]が千葉県印西市の[]が所有する議案書に記載の1筆、2,145㎡を売買により譲り受ける申請です。

＜6番案件＞の申請地は、大安町梅戸地内の畑です。

譲受人である員弁町東一色の[]が三重郡菰野町の[]が所有する議案書に記載の1筆、514㎡を売買により譲り受ける申請です。

譲受人は、隣接家屋に転入予定です。

＜7番案件＞の申請地は、大安町宇賀地内の畑です。

譲受人である大安町宇賀の[]が大安町宇賀の[]が所有する議案書に記載の2筆、600㎡を交換により譲り受ける申請です。

議長	<8 番案件>の申請地は、大安町宇賀地内の畑です。 譲受人である大安町宇賀の[]が大安町宇賀の[]が所有する議案書に記載の 2 筆、559 m²を交換により譲り受ける申請です。 <9 番案件>の申請地は、藤原町篠立地内の畑です。 譲受人である藤原町篠立の[]が藤原町篠立の[]が所有する議案書に記載の 2 筆、90 m²を贈与により譲り受ける申請です。 <10 番案件>の申請地は、員弁町松之木地内の畑です。 譲受人である員弁町松之木の[]が北勢町阿下喜の[]が所有する議案書に記載の 4 筆、247 m²を払下げにより譲り受ける申請です。 <11 番案件>の申請地は、大安町石樽南地内の畑です。 譲受人である大安町石樽東の[]が大阪府豊能郡豊能町の[]が所有する議案書に記載の 1 筆、482 m²を贈与により譲り受ける申請です。 現場は遊休農地ですので、営農計画書が提出されています。 <12 番案件>の申請地は、大安町平塚地内の田です。 譲受人である大安町高柳の[]が大安町平塚の[]が所有する議案書に記載の 1 筆、1,053 m²を売買により譲り受ける申請です。 以上所有権 12 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。 事務局の説明は終わりました。 何か質問はありますか。 特に無いようですので、採決を行いたいと思います。 議案第 33 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手であります。 よって本申請につきましては、許可することといたします。
-----------	--

(日程第 7) (日程第 8) (日程第 9)	議長	続きまして、議案第 34 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、議案第 35 号「農地法第 5 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について」、議案第 36 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を一括して議題といたします。 事務局の説明を求めます。
	事務局	日程第 7 議案第 34 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（知事処分） 次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和 8 年 5 月 8 日提出 いなべ市農業委員会 長 瀬木 光 今回の申請は、9 件、15 筆で 5,235.00 ㎡です。 <1 番案件>の申請地は北勢町東貝野地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。 転用計画としては、四日市市の■■■■が北勢町東貝野の■■■■が所有する議案書に記載の 1 筆、380.00 ㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。 土地造成は 10～20cm 程度の整地工事を行います。北側から西側には擁壁及びコンクリートブロックを設置、南側は小堤工を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は既存の道路側溝へ放流します。 <2 番案件>の申請地は、北勢町麓村地内の畑です。農地区分は、3 種農地です。 転用計画としては、北勢町東村の■■■■が北勢町東村の■■■■が所有する議案書に記載の 1 筆、371.00 ㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。 土地造成は盛土 60cm を行い、切土は無しです。西側は既存コンクリートブロック積、東側はコンクリートブロックを設置、南側は法面保護により、土砂及び雨水の流出を防止します。 取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は既設の道路側溝へ放流します。 <3 番案件>の申請地は、北勢町阿下喜地内の畑です。農地区分は、3 種農地です。

転用計画としては、桑名市の[]が北勢町阿下喜の[]が所有する議案書に記載の1筆、487.00㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。東側及び西側にはコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は自然浸透及び浸透枿を設置し処理します。

<4 番案件>の申請地は、員弁町畑新田及び大泉新田地内の畑です。農地区分は、3種農地です。

転用計画としては、四日市市の[]が員弁町北金井の[]が所有する議案書に記載の2筆、872.00㎡を建売分譲住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は盛土約1.0m、切土約10cmです。周囲にはコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は自然浸透及び浸透枿を設置し西側道路側溝へ放流します。

<5 番案件>の申請地は、北勢町阿下喜地内の田です。農地区分は、3種農地です。

転用計画としては、四日市市の[]が桑名市の[]が所有する議案書に記載の1筆、440.00㎡を倉庫用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲にはブロックフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透及び西側側溝にて処理します。

<6 番案件>の申請地は、北勢町阿下喜地内の田です。農地区分は、3種農地です。

転用計画としては、四日市市の[]が桑名市の[]が所有する議案書に記載の1筆、430.00㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲にはブロックフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は自然浸透及び浸透枿を設置し東側側溝へ放流します。

<7 番案件>の申請地は、北勢町其原地内の畑です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、広島市の [] が北勢町其原の [] が所有する議案書に記載の 4 筆、475.00 m² を隣接山林及び原野 813.00 m² と併せて 1,288.00 m² を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

以前から、山林として利用しているため、始末書が提出されております。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲にはフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<8 番案件>の申請地は、北勢町下平地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、北九州市の [] が北勢町下平の [] が所有する議案書に記載の 3 筆、1,455.00 m² を隣接原野 229.00 m² と併せて 1,684.00 m² を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲にはフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<9 番案件>の申請地は、藤原町市場地内の畑です。農地区分は、3 種農地です。

転用計画としては、藤原町市場の [] が桑名市の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、325.00 m² を隣接宅地 251.23 m² と併せて 576.23 m² を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。西側及び北側境界にはブロック擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活排水は公共下水道に接続し、雨水は自然浸透にて処理します。

続きまして、日程第 8 議案第 35 号

農地法第 5 条の規定による農地等の賃貸借権許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和 8 年 5 月 8 日提出 いなべ市農業委員会長

瀬木 光

今回の5条賃貸借権の申請は、2件、9筆、面積4,374.00㎡です。

<2番案件>の申請地は、北勢町京ヶ野新田地内の畑です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、岐阜県大垣市の[]が北勢町瀬木の[]が所有する議案書に記載の6筆、2,876.00㎡を資材置場用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲には縁石を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

製品は境界より50cm離して置き、転落防止措置を講じます。

<3番案件>の申請地は、北勢町京ヶ野新田地内の畑です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、岐阜県大垣市の[]が北勢町阿下喜の[]が所有する議案書に記載の3筆、1,498.00㎡を資材置場用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲には縁石を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

製品は境界より50cm離して置き、転落防止措置を講じます。

続きまして、日程第9 議案第36号

農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和8年5月8日提出 いなべ市農業委員会長 瀬木 光

今回の5条使用貸借権の申請は、1件、1筆、面積238.00㎡です。

<1番案件>の申請地は、大安町片樋地内の田です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、大安町片樋の[]が大安町片樋の[]が所有する議案書に記載の1筆、238.00㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は、約70～90cm盛土を行い、切土は無しです。周囲はコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止し

	ます。 取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は側溝へ放流します。 以上 5 条所有権移転 9 件、賃貸借権設定 2 件、使用貸借権設定 1 件の計 12 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明は終わりました。 これらの案件につきまして、5 月 1 日に現地調査を行っております。現地調査委員から調査結果を報告させていただきます。
現地調査委員	議案第 34 号「農地法第 5 条の規定による農地の所有権移転許可申請について」9 件、議案第 35 号「農地法第 5 条の規定による農地の賃貸借権設定許可申請について」2 件、議案第 36 号「農地法第 5 条の規定による農地の使用貸借権設定許可申請について」1 件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。
議長	ありがとうございました。 これらの議案について、何か質問はありますか。 特に無いようですので、議案第 34 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。 続いて、議案第 35 号「農地法第 5 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。

(日程第 10) 議長 事務局	全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。 続いて、議案第 36 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。 続きまして、議案第 37 号「非農地証明願承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。 日程第 10 議案第 37 号 非農地証明願承認について（委員会処分） 次のとおり、非農地証明願があったので議決を求める。令和 8 年 5 月 8 日提出 いなべ市農業委員会 長 瀬木 光 今回の申請は 4 件、4 筆、919.00 m²です。 <76 番案件>の申請地は、北勢町其原地内の台帳地目、畑です。 願出者は北勢町其原の [] で、平成 2 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。 <1 番案件>の申請地は、大安町片樋地内の台帳地目、田です。 願出者は大安町片樋の [] で、平成 5 年から宅地に転用し、現在に至っております。 <2 番案件>の申請地は、大安町平塚地内の台帳地目、畑です。 願出者は兵庫県神戸市の [] で、明治 37 年頃から寺の敷地に転用し、現在に至っております。 <3 番案件>の申請地は、藤原町市場地内の台帳地目、畑です。 願出者は桑名市の [] で、昭和 50 年から農業用倉庫に転用し、現在に至っております。 以上 4 件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほど
--	--

	議長	よろしくお願いします。 事務局の説明は終わりました。 非農地証明につきましては、無断転用後 20 年以上経過した土地についての証明です。事務局において 20 年前の空中写真等を元に該当する土地について提案をさせていただいております。 何か質問はありますか。 他に特に無いようですので、議案第 37 号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手であります。 よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。
5 その他	議長	議事については、以上です。その他に入ります。 委員さんから何かありますか。 事務局から何かありますか。 次回は、6 月 3 日午前 9 時から現地調査です。 10 番中西康弘委員と 14 番服部清徳委員は出席をお願いします。 次回委員会は、6 月 10 日となりますのでよろしくお願いします。 会場は、本庁舎 2 階庁議室となります。
6 閉会の宣言	議長	それでは、これをもちまして第 7 回いなべ市農業委員会を終了します。 ありがとうございました。

【午前 9 時 50 分閉会】

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
議長 瀬木 光

議事録署名者

議事録署名者
